

西宮市国民健康保険関係者の感謝状の贈呈に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険（以下「国保」という。）事業の運営に関し、功績のあった者に感謝の意を表すため必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 国民健康保険運営協議会委員としておおむね10年以上在任後辞任した者のうち、国保事業の運営に顕著な功績のあったもの
- (2) 国保事業の運営に顕著な功績があり、市長が適当と認めた者

(表 彰)

第3条 表彰は、市長が感謝状を贈呈して行う。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(期 日)

第4条 表彰は、市長が必要であると認めたときは、随時行うことができる。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
2. 昭和61年11月1日実施の西宮市国民健康保険関係者の感謝状に関する要綱は、廃止する。